

中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和6年度（2024年度）～令和12年度（2030年度）

令和6年（2024年）3月

中 川 村

< 目 次 >

第1章 計画の基本的事項

| | | |
|---|---------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 4 |
| 3 | 計画の期間 | 4 |
| 4 | 計画の対象物質 | 5 |
| 5 | 計画の範囲 | 5 |

第2章 村の温室効果ガス排出量の現状

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 温室効果ガス排出量 | 6 |
|---|-----------|---|

第3章 計画の目標

| | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 二酸化炭素排出量の将来予測 | 10 |
| 2 | 二酸化炭素排出量の削減に関する目標 | 11 |

第4章 取組項目

| | | |
|---|---------------------|----|
| 1 | 二酸化炭素排出抑制のための取組の体系 | 12 |
| 2 | 二酸化炭素排出抑制のための具体的な取組 | 13 |

第5章 推進体制

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 推進体制 | 20 |
| 2 | 職員等への意識啓発 | 21 |
| 3 | 進捗管理 | 22 |

| | | | |
|---|---------------------|----|---|
| < | 中川村地球温暖化対策推進委員会設置要綱 | 24 | > |
|---|---------------------|----|---|

第1章 計画の基本的事項

1 はじめに

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、海水温の上昇や北極海の海氷域面積の減少、海面水位の上昇などが観測され、それによる水害、森林火災、ハリケーン、熱波の発生数の増加、干ばつの長期化、また自然生態系の変化などが観測されている。国際的な専門家で構成されている国連の気候変動に関する政府間パネル

(Intergovernmental Panel on Climate Change : IPCC) の第6次統合報告書(2023年)では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、大気や海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が表れていることが結論付けられている。

日本においても、平均気温の上昇が見られるだけでなく、猛暑日(最高気温が35℃以上の日)の増加や1時間に50ミリ以上の非常に激しい雨の増加が観測されている。また、農業や漁業などの食料生産にも影響が現れており、コメの内部が白く濁ったりコメが割れたりするなどの品質低下や収量の低下、水温の変化による漁場や漁期の変化、藻場の衰退や消失が確認されている。

長野県内においても、2019年に令和元年東日本台風により千曲川の堤防が決壊するなど甚大な被害を引き起こした。気象庁気象研究所は、地球温暖化の影響で大気中の水蒸気量が増えたことで、温暖化しなかった場合に比べて降水量が約14%増え、台風の勢力もより強くなったと指摘している。

IPCC第6次評価報告書によると、世界の平均気温は1850年から変動を繰り返しながら上昇し、2020年までに1.09℃上昇した。特に近年は加速度的に上昇している。今後、世界全体で温室効果ガスの削減に最大限取り組んだ場合、今世紀末における世界の平均地上気温は1.0～1.8℃の上昇に抑えられると見込まれている。しかし、温室効果ガスの削減に全く取り組まなかった場合、3.3～5.7℃上昇する可能性が高く、気温上昇によって異常気象だけではなく食料や水、生態系にも大きな影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出削減は国際的な重要課題となっている。

地球温暖化対策に係る世界の動向としては、2015年、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、2020年以降に取り組む気候変動の新しい国際枠組「パリ協定」が採択され、歴史上初めて、途上国を含む全ての国に温暖化対策が義務付けられた。同協定で掲げられた「世界共通の長期目標」は次の2点となっている。

- ①世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて「2℃より十分低く保ち」、「1.5℃に抑える努力をする」
- ②そのため、「できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウト」し、「21世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとる」

2022年11月、エジプトのシャルム・エル・シェイクで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)では、気候変動による影響によって途上国に生じる損失と損害(ロ

ス・アンド・ダメージ) に対する基金を設立する画期的な合意がなされた。また、前回会議 (COP26) で合意した1.5℃目標と2030年に向けた削減対策の強化・加速化の意思を再確認した。

日本の動向としては、2020年10月、菅首相 (当時) が所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラル実現を目指すことを表明した。同年11月には、衆参両院において相次いで気候非常事態宣言が決議され、脱炭素社会の実現に向けて国を挙げて取り組む意思が明確に示された。

その後、国はカーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガスの46%削減 (2013年度比) を目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けることを表明した。

この動きを受けて、同年5月、地球温暖化対策の推進に関する法律 (温対法) が5年ぶりに改正された。2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に明確に位置付けることに加え、具体的な方策を示すため、地域の再エネを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を措置するものである。

長野県の動向としては、2021年6月、「長野県ゼロカーボン戦略～2050ゼロカーボン実現を目指した2030年度までのアクション～」を策定した。同戦略は、2030年度までの10年間を対象で、基本目標として「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を掲げている。

村では、平成21年度 (2009年度) に第1次中川村環境基本計画を策定し、村、事業者、住民が一体となって住みよい環境保全に取り組んできた。その後、中川村環境基本計画は平成26年度 (2014年度) に第2次、令和2年度 (2020年度) に第3次と改定し、実行に取り組んでいる。平成31年 (2019年) には中川村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) を策定し、温室効果ガス排出量削減と再生可能エネルギーの活用を進めることとしている。また、令和5年 (2023年) 3月には、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとした「中川村カーボンニュートラル宣言」を、村長と村議会議長との連名で表明している。

中川村カーボンニュートラル宣言

～中川村は2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します～

世界気象機関(WMO)は、近年の世界各地で発生している記録的な高温や大雨、大規模な干ばつなどの異常気象が地球温暖化の傾向と一致しているとの見解を示しています。我が国においても頻発する局地的豪雨や台風の激甚化など、気象災害の原因が二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスによる気候変動にあると分析されており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ません。

2020年に国は「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、長野県では、2019年に「2050ゼロカーボンへの決意」と併せて、都道府県初となる「気候非常事態宣言」を発出し、県内全ての市町村も賛同しています。

地球温暖化の影響から住民を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を次の世代に残すために、住民・事業者・自治体が一丸となって脱炭素に向けた意識を共有し、一人一人が、我がこととして、行動できるよう、中川村は2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル宣言」を発出します。

令和5年(2023年)3月22日

長野県中川村長

宮下 健彦

長野県中川村議会議長

松澤文昭

2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画」としての位置づけです。

村の事務・事業により排出される温室効果ガスについて、削減の目標とその達成に向けた対策を定めるものです。

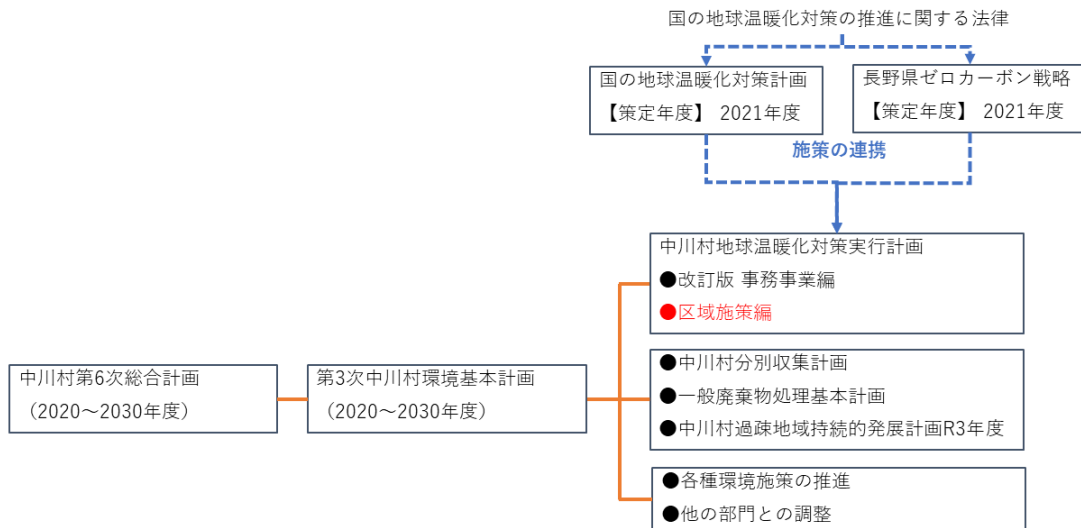


図1 計画の位置付け

3 計画の期間

村域全体を対象とした「中川村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と整合を図りながら連携した施策を展開させる必要があることから、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）末までを計画期間とします。また、計画期間中であっても、必要に応じて随時見直しを行います。

4 計画の対象物質

地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定められている温室効果ガスの対象物質は、次の表のとおりです。

なお、当村においては、二酸化炭素以外の対象物質の削減に関する取り組みは、その対象物質を排出していないか又は排出量が微量であり、また、区域施策編と連携した施策展開を図ることとするため、対象外とします。ただし、メタン及び一酸化二窒素については、前期計画までの資料を基に参考値として排出量のみ掲載します。

| | 温室効果ガス名 | 記号 | 地球温暖化係数※ | 業務における主な排出源 | 削減の取り組み |
|---|---------------|------------------|----------|------------------------|---------|
| 1 | 二酸化炭素 | CO ₂ | 1 | 燃料の使用、電気の使用 | ○ |
| 2 | メタン | CH ₄ | 25 | 浄化槽、下水の処理、燃料の使用等 | — |
| 3 | 一酸化二窒素 | N ₂ O | 298 | 浄化槽、下水の処理、燃料の使用等 | |
| 4 | ハイドロフルオロカーボン類 | HFCs | 1,430など | カーエアコンの使用 | |
| 5 | パーフルオロカーボン類 | PFCs | 7,390など | | |
| 6 | 六フッ化硫黄 | SF ₆ | 22,800 | 公共施設の受変電設備の使用・点検等により排出 | |
| 7 | 三フッ化窒素 | NF ₃ | 17,200 | | |

※ 二酸化炭素の温室効果能力を「1」としたときの、各種温室効果ガスの温室効果能力。例えば、メタンを1トン排出した場合の温室効果は、二酸化炭素25トンの排出に相当します。

5 計画の範囲

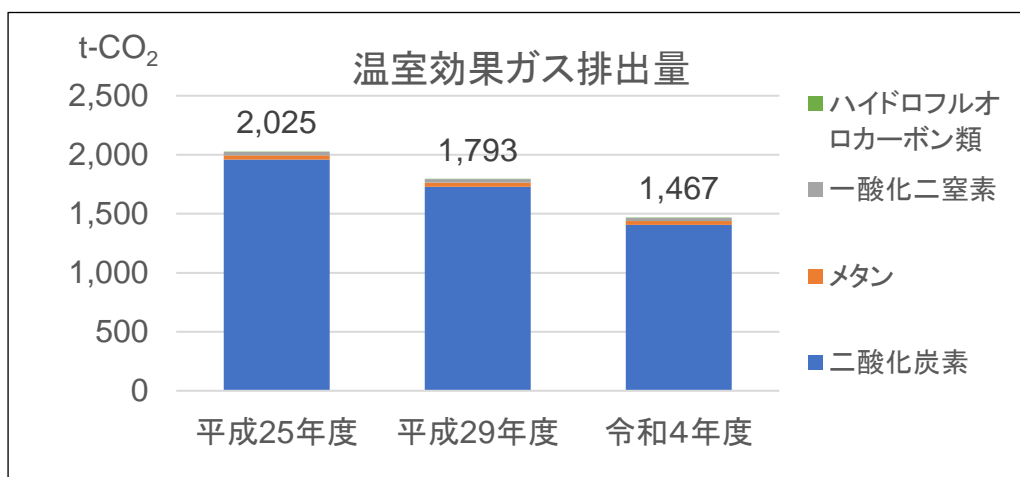
国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（環境省、平成29年3月策定）」に基づき、村が所有または管理し、事業の用に供している全ての施設・設備（計78施設）を対象とします。

第2章 村の温室効果ガス排出量の現状

1 温室効果ガス排出量

(1) 村の温室効果ガス排出量

村の温室効果ガス排出量は、令和4年度実績で1,467t-CO₂です。平成25年度（推計値）に比べ約28%減となっています。また、温室効果ガス排出量の約96%を二酸化炭素が占めています。



*平成25年度の実績値を把握している施設は一部である。そのため、実績不明の施設については、施設の大幅な改修等が無いことを確認したうえで、平成29年度の実績値を平成25年度にも適用している（以下、この章において同じ）。

図2 温室効果ガス排出量の推移

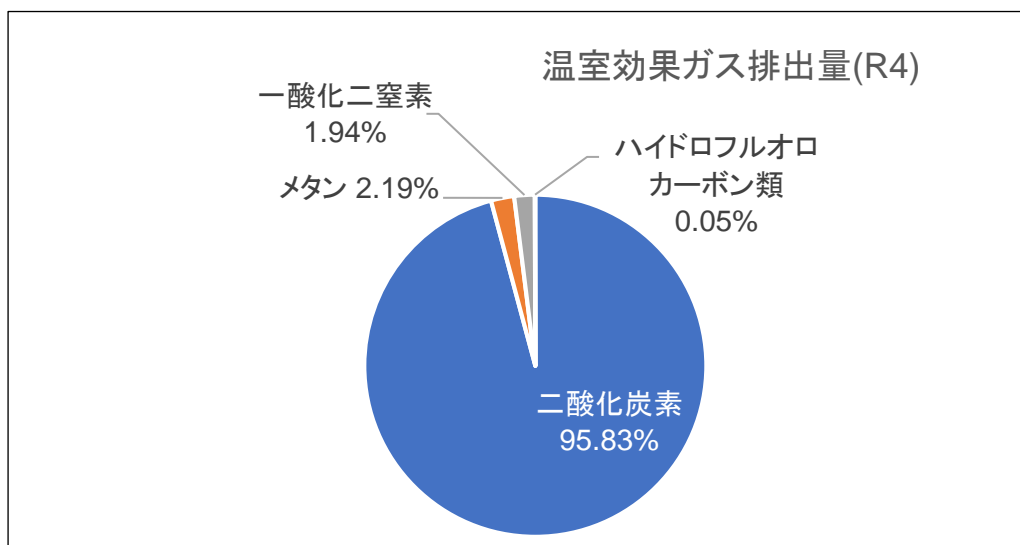


図3 温室効果ガス排出量の構成

(2) 二酸化炭素の排出量

①二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、令和4年度実績で1,505t-CO₂です。平成25年度（推計値）に比べ約28%減となっています。また、CO₂排出量の69%が電気の使用に由来するものであり、次いで灯油が16.9%を占めています。

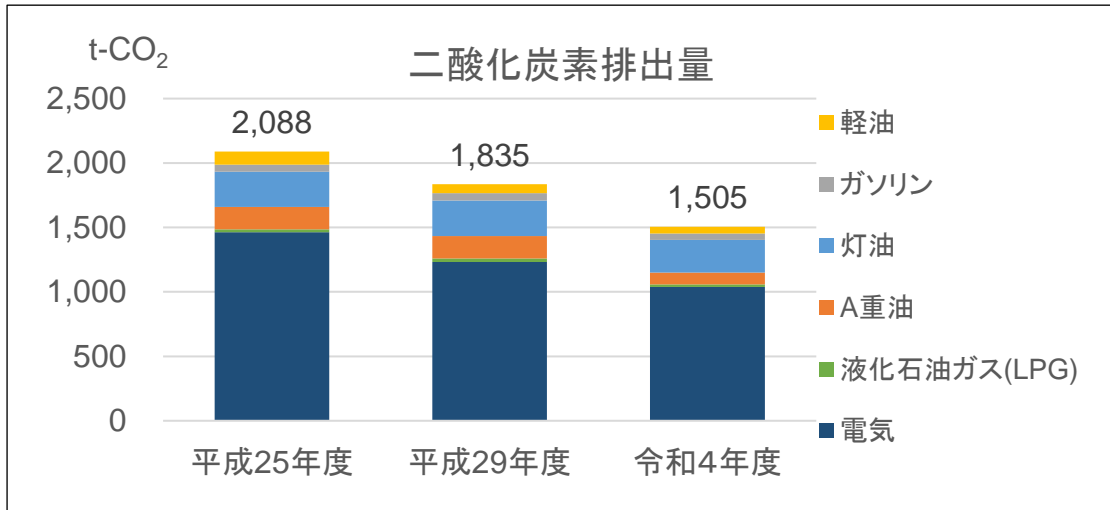


図4 CO₂排出量の推移

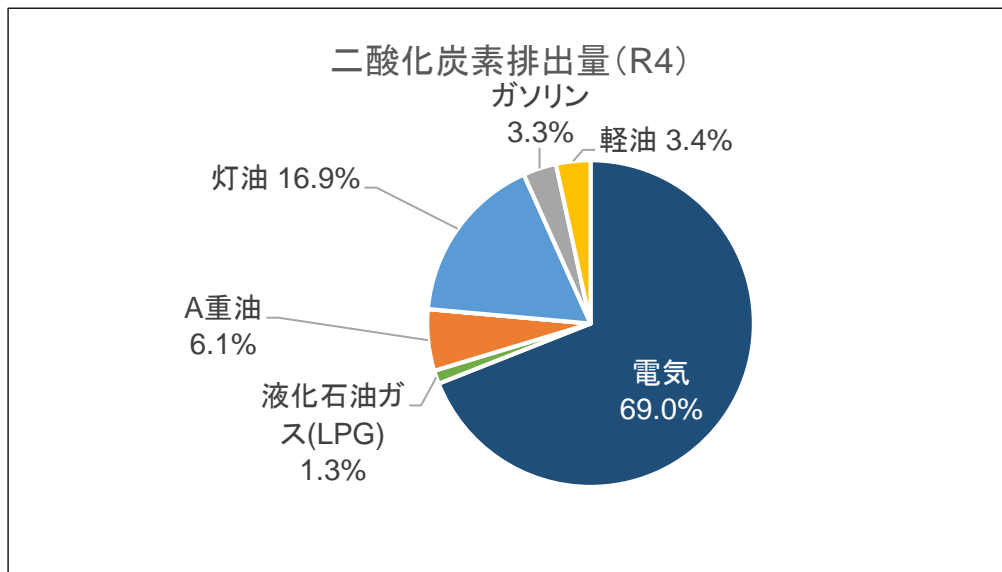


図5 CO₂排出量のエネルギー種別の構成

②施設類型別の排出量

施設類型別の排出量では、産業系施設が全体の約27%を占めており、次いで学校施設が約13%を占めています。

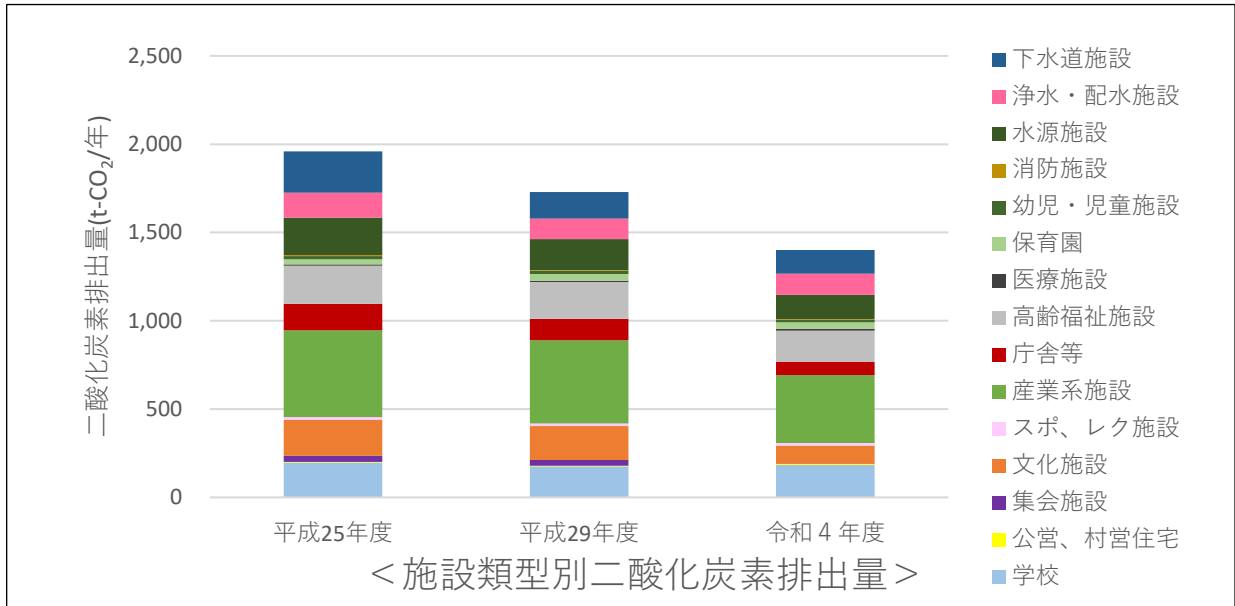


図6 施設類型別のCO2排出量の推移

③ 電気の使用量

CO2排出量の主な要因である電気の使用量は、令和4年度実績で236万kWhであり、平成25年度と比較すると約17%減少しています。

一方で、電気の使用によるCO2の排出係数（電気1kWhを使用した際に排出したとみなされるCO2の量）は、平成25度が0.513kg-CO₂/kWhであったものが、令和4年度には0.459kg-CO₂/kWh（係数は中部電力（中部電力ミライズ㈱））と年々減少しており、前項で示したCO2排出量の経年的な減少の大きな要因となっています。

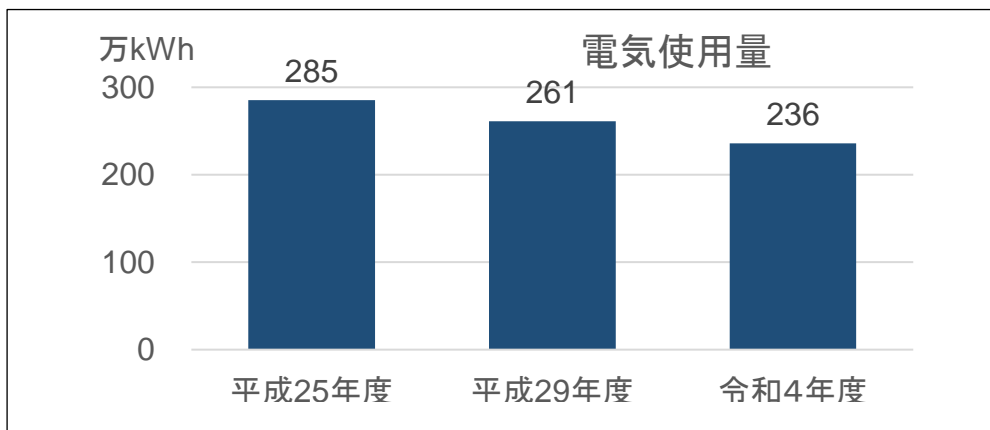


図7 電気使用量の推移

(3) その他の温室効果ガスの排出量

①メタンの排出量

メタン (CH₄) の排出量は、令和4年度実績で33,955kg-CO₂です。
主に、浄化槽やし尿・下水の処理において排出されています。

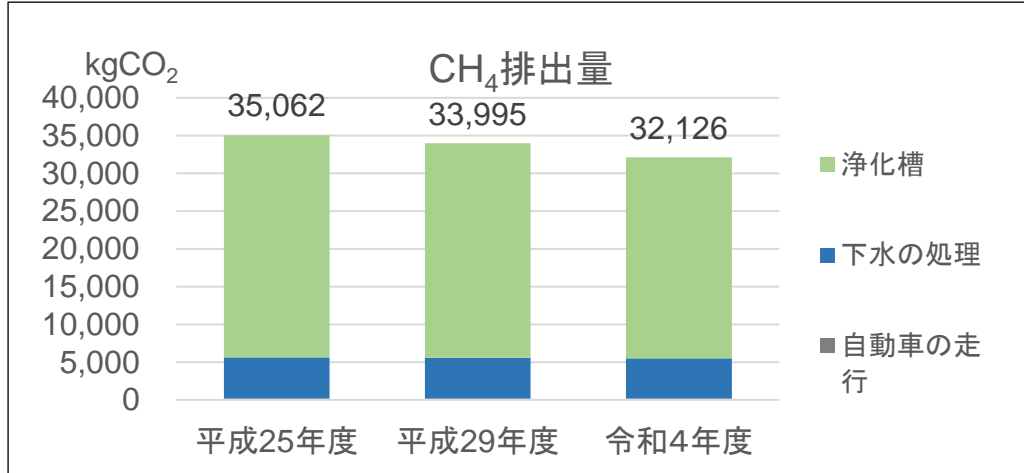


図8 CH₄排出量の推移

②一酸化二窒素の排出量

一酸化二窒素 (N₂O) の排出量は、令和4年度実績で28,406kg-CO₂です。
主に、浄化槽や下水の処理において排出されています。

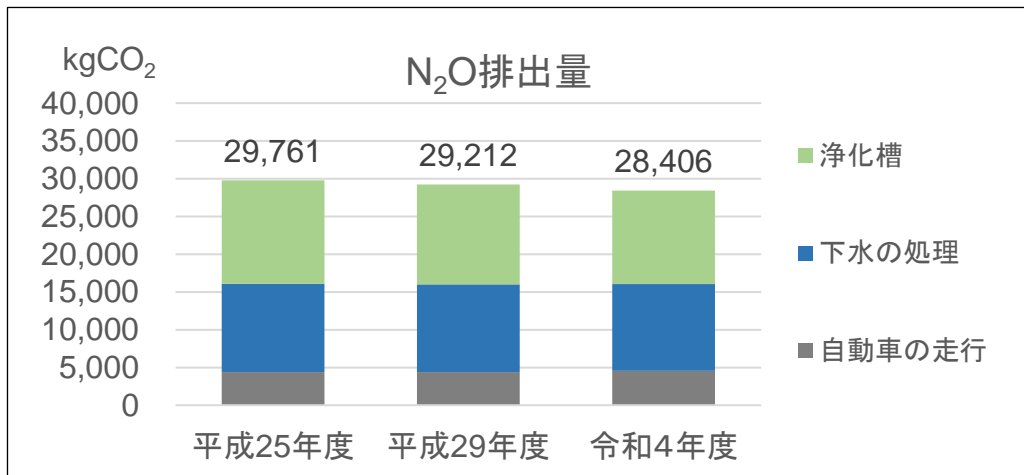


図9 N₂O排出量の推移

第3章 計画の目標

1 二酸化炭素排出量の将来予測

村の事務事業により排出される二酸化炭素排出量について、下記の条件により将来推計を実施しました。その他の条件は、平成29年度から変化しないものとししました。

<将来予測の条件>

- ・条件1 公共施設の床面積について、2030年度は2017年度と同等とする。

「中川村公共施設等総合管理計画」では、公共施設の新設に対して慎重に検討することや、将来的な施設の縮減、統合、廃止の可能性も含めた検討する方針が示されています。そのため、公共施設の床面積の減少により、エネルギー消費量等が減少する可能性も考えられます。しかし、現時点においては具体的な施設整備計画等を決定したものがいないため、2030年度まで床面積に変化はないものとして推計しました。

- ・条件2 将来的な人口減少により、「水源施設」「浄水・配水施設」「下水道施設」における電気使用量が減少するものとする。

村の人口は、将来的に減少することが予測されています。そのため、上下水道等のインフラ設備における処理量等も減少し、2030年度までに2017年度比でこれらの施設における電気使用量が5%程度減少しているものとして推計しました。

- ・条件3 電気事業者による電力の二酸化炭素排出係数が2030年度までに0.25kg-CO₂/kWhまで低減されるものとする。

村の場合、CO₂排出量の約69%が電力の使用に由来するものであるため、電力のCO₂排出係数の影響を強く受けるという特性があります。この排出係数について、電気事業者が自主的に定めた目標では、2030年度0.25kg-CO₂/kWh（電気事業低炭素社会協議会カーボンニュートラル行動計画）となっています。

村による電力の調達改善努力なども含め、2030年度の電力排出係数が0.25kg-CO₂/kWhまで低減されるものとして推計しました。

将来推計の結果を下図に示します。2030年度時点で、2013年度比で48.3%の減少と推計されます。

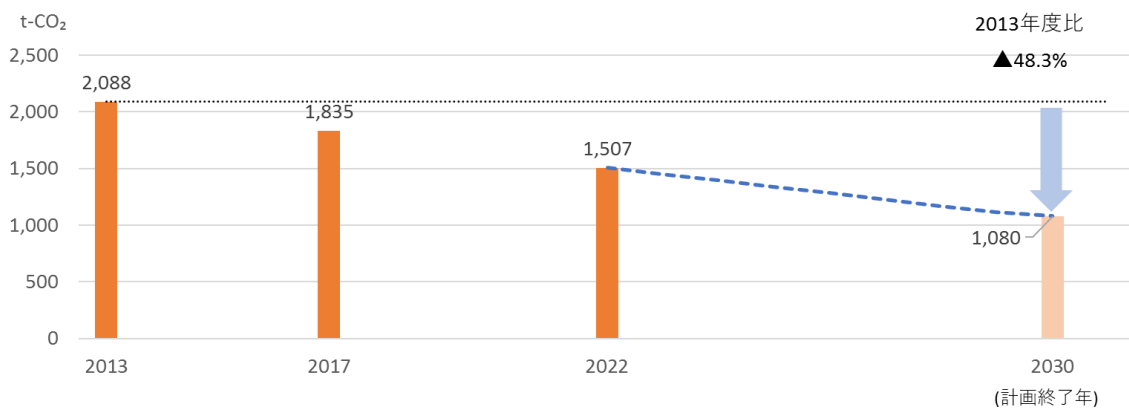


図10 二酸化炭素排出量の将来推計結果

2 二酸化炭素排出量の削減に関する目標

本計画における二酸化炭素の削減目標は、以下のとおりと定めます。

■ 村の事務事業により排出される二酸化炭素の削減目標

令和12年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比で55%以上削減

【目標設定の考え方】

① 内閣府は、「内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」において、「2013年度を基準として、内閣官房及び内閣府本府の事務並びにその事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%以上削減することを目標とする」としています。

② 長野県は、「第6次長野県職員率先実行計画」において、平成22年度（2010年度）に対し、令和12年度（2030年度）には60%以上削減を目指して取り組むとしています。

削減目標値は、内閣府や県の目標値を参考にするとともに、現状趨勢における予測値を上回るものとし、また、これに加え、再生可能エネルギーの調達にあたり、村内事業所や住民に率先して取り組むものとし、

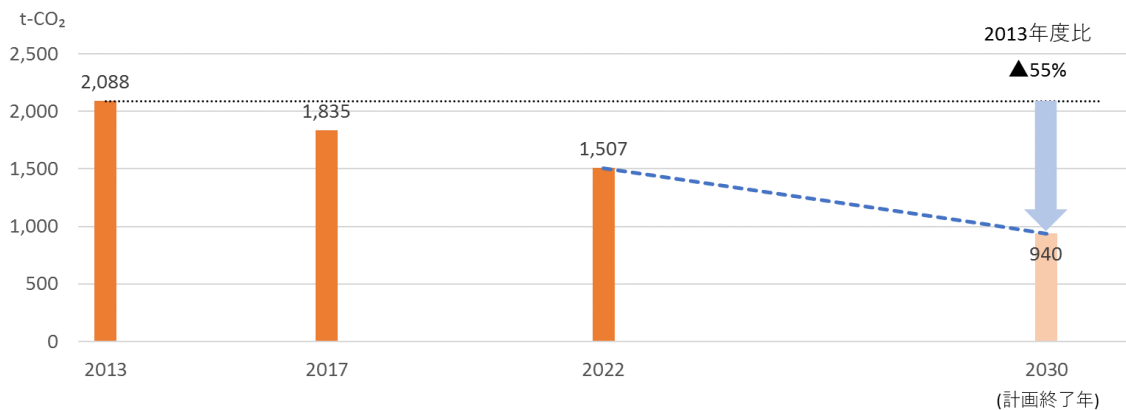


図11 二酸化炭素排出量の削減目標

第4章 取組項目

1 二酸化炭素排出抑制のための取組の体系

村の温室効果ガス排出量の約96%を二酸化炭素が占めています。また、その排出量の内69%が電気の使用によるものであり、次に灯油が16.9%を占めます。

そこで、削減目標の達成に向けて、電気・燃料等の使用を抑制する省エネ対策に注力し、以下の項目に取り組むこととします。

(1) 日常業務における取組

① 電気・燃料使用量を削減する取組

- ア 照明の適切な運用による電気使用量の削減
- イ 空調の適切な運用による電気・燃料使用量の削減
- ウ 電気機器の適切な運用による電気使用量の削減
- エ 給湯機器の適切な運用による燃料使用量の削減
- オ 公用車の適切な運用による車両用電気・燃料使用量の削減と走行距離の抑制
- カ 働き方の配慮による電気・燃料使用量の削減
- キ エネルギー効率のよい施設管理の実施
- ク 公共施設のエネルギーデータ等の一元管理

② その他の取組

- ア 環境に配慮したエネルギー調達の推進
- イ 環境に配慮した製品購入の推進
- ウ イベント等における環境負荷に配慮
- エ 廃棄物排出量の削減
- オ 各種法令に従った適正な廃棄
- カ 紙使用量の削減
- キ 水使用量の削減

(2) 施設・設備の更新・導入による取組

- ア 「エネルギーの見える化」によるエネルギー使用量削減
- イ 太陽光発電システム・太陽熱利用等の再生可能エネルギーの活用
- ウ コージェネレーションシステム・省エネ型ボイラーの導入
- エ 省エネ診断の実施によるエネルギー使用量削減
- オ 施設の新設における省エネ化の検討
- カ 空調・照明・電気機器・給湯・公用車の更新によるエネルギー使用量の削減
- キ 水使用量の削減
- ク 公共工事の環境配慮

(3) 区域施策編と歩調を合わせた村事務事業としての取組

2 二酸化炭素排出抑制のための具体的な取組

(1) 日常業務における取組

事務事業における温室効果ガスの削減には、職員ひとり一人の日常業務における取組が必須となります。

職員それぞれの立場や所属に基づき、行政サービスの質や効率的な労働環境を維持しつつ、徹底した省エネルギー対策の推進が必要です。

日常業務におけるエネルギーのムダを無くし、電気や燃料の使用量の削減に取り組みます。

① 電気・燃料使用量を削減する取組

エネルギーを使用する各種設備（空調、照明、OA機器、公用車等）の使用に際して、職員が取り組むべき対策は以下に示すとおりです。

| 区分 | 取り組み項目 | 具体的取り組み内容 |
|------|----------------------|---|
| 照明 | 電気使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 不要な照明の消灯（始業前・昼休み・終業時） ※窓口等必要箇所を除く ● 支障の無い範囲で廊下・階段等の共用部の照明を減灯 ● 可能な限り日中の窓側照明の消灯 ● 不要な照明の間引き |
| 空調 | 電気使用量の削減 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 適切な室温設定の徹底（クールビズ時：冷房28度、ウォームビズ時：暖房22度） ● 使用していない部屋の個別空調の停止の徹底 ● ブラインド・カーテン等の適切な利用による空調効率の向上 ● エアコンフィルター等の定期的な清掃や管理 ● 余冷・余熱によるエアコン・床暖房の運転時間の短縮 ● 室外機の環境改善（夏場によしらずで日陰を作る等） ● 冷暖房設備の維持・管理の徹底 |
| 電気機器 | 電気使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● OA機器の省エネ設定 ● 電気ポットは原則使用しない (ガス設備等がない施設を除く) ● 暖房便座の蓋を閉める ● 暖房便座を節電モードに設定 |
| 給湯 | 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要最低限の給湯器使用 |
| 公用車 | 燃料使用量の削減 走行距離の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ● 停車時のエンジン停止の徹底 ● エコドライブの徹底 (急発進・急加速・急停止等の抑制) ● 自動車の使用回数の抑制 (徒歩移動・自転車の活用、相乗り等) ● カーエアコンの適切な使用（不要時はつけない） ● タイヤの溝・空気圧等の定期的な点検・整備 |

| 区分 | 取り組み項目 | 具体的取り組み内容 |
|---------------------|----------------------|---|
| 働き方 | 電気使用量の削減 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 業務の見直しによる時間外勤務の抑制 ● 一斉退庁・一斉消灯・ノー残業デーの徹底 |
| エネルギー効率のよい施設管理の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 各施設の利用状況に合わせ、空調および照明に関する運用ルールを文書化し、運用担当者を決めてエネルギー効率のよい施設管理を実施 ● 施設内への運用ルールの掲示や省エネ行動の掲示による職員の取組促進 ● 施設内において、未使用の空調設備等（例：未使用のフロアや部屋に設置された空調設備等）が存在する場合は、主電源を切るまたはコンセントを抜く等の待機電力を減らす対策を実施 ● 指定管理施設について、管理者に対して省エネ対策を励行するとともに、参考となる情報等を提供 ● 指定管理者の選定方法または契約内容において、省エネ対策の実施を取り入れることを検討 |
| 公共施設のエネルギーデータ等の一元管理 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 各公共施設におけるエネルギー使用量等について、環境係が一元管理し、各施設に対して実績のフィードバックと取組促進を実施 |

② その他の取組

直接的なエネルギー使用量の削減以外に、地球温暖化対策につながる（間接的な効果も含む）対策として、職員が取り組むべき項目は以下に示すとおりです。

| 取り組み項目 | 具体的取り組み内容 |
|-------------------|--|
| 環境に配慮したエネルギー調達の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーを調達する際、使用時の二酸化炭素排出量の少ない低炭素なエネルギーを優先して調達することに配慮 |
| 製品購入時の環境負荷の低減 | <ul style="list-style-type: none"> ● グリーン購入の実施（紙類、事務用品類、自動車、乗用車用タイヤ、コピー機等、パソコン、エアコン、照明器具、ランプ） ● 製品選定におけるL2-Tech(*1)リストの活用 ● カーボンオフセット商品の購入の検討 |
| イベント等における環境負荷への配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ● 主催者・出演者・一般来場者の移動に伴う温室効果ガス排出量の削減 ● 設営時・開催中・撤去時のエネルギー（電力・燃料等）使用の削減 ● グリーン電力証書の利用やカーボンオフセットの実施の検討 ● 配布する印刷物・ノベルティ・設営資材への環境配慮 ● イベント開催に関わる廃棄物の削減 |
| 廃棄物排出量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 分別の徹底と資源化 ● マイバッグ・ノーレジ袋の推進による廃棄物の削減 ● 割り箸使用量の削減（マイはし持参等） ● 使用済み封筒の庁内での再利用 ● 不要な備品の情報提供による他部署での再使用 ● 裏面用紙・封筒回収ボックスの設置 ● 廃プラスチック・廃油等のリサイクル |
| 各種法令に従った適正な廃棄 | <ul style="list-style-type: none"> ● 燃え殻・汚泥・建設廃材等の適正な廃棄 ● 水銀等の有害物質の適正な廃棄 |
| 紙使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 必要以上に個人資料を持たず、資料を共有化 ● 裏面用紙の活用徹底 ● 会議資料・内部文書等のコピー用紙使用量の削減（両面印刷・Nアップ・小冊子印刷の活用等） ● 庁内LAN等の活用によるコピー用紙使用量の削減 ● 必要最小限の部数印刷・発注 ● メールや参考資料等の印刷削減（画面確認・稟議・課内での回覧等） ● 用紙類の購入量チェックによる使用量削減 |
| 水の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 水の流し放しの防止 ● 配管等の水漏れ点検の実施 |

*1 L2-Tech(エルツーテック)とは、エネルギー消費量削減・CO2排出削減のための先導的な要素技術または、それが適用された設備・機器等のうち、エネルギー起源CO2の排出削減に最大の効果をもたらすもの

(2) 施設・設備の更新

主に、各施設の責任者や空調・照明等の設備機器の管理者等が、設備・機器の更新導入時に配慮すべき省エネルギーの行動は、以下に示すとおりです。

| 区分 | 取り組み項目 | 具体的取り組み内容 |
|------------|----------------------|---|
| 全般 | 電気使用量の削減 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● エネルギーマネジメントシステムの導入（エネルギーの見える化、デマンド管理、空調・照明等の制御）によるエネルギー使用量の削減 ● 各種技術や製品の選定にあたっては、L2-Techリストに基づく先導的低炭素技術の採用を検討 |
| 照明 | 電気使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● LED照明機器の導入推進 ● LED化に合わせて調光制御の導入やダウンサイジング（適切な照度を保ちつつ、照明の台数等を削減）を検討 ● 照明スイッチの細分化設計による省エネルギーの推進 |
| 空調 | 電気使用量の削減 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高効率空調機の導入 ● 化石燃料を使用しない空調方式（電気式、木質バイオマス等の活用）への転換の検討 ● 複層ガラス・建物の断熱型構造の強化 |
| 電気機器 | 電気使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 節電型機器の導入 ● 自動販売機の省エネ型機種への変更 |
| 給湯 | 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 高効率給湯器の導入 |
| 公用車 | 電気使用量の削減 燃料使用量の削減 | <ul style="list-style-type: none"> ● 次世代自動車の導入（プラグインハイブリッド車・電気自動車・燃料電池自動車・クリーンディーゼル自動車等） |
| 再生可能エネルギー等 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電の導入検討 ● 再生可能エネルギー（太陽光発電等）と蓄電池（電気自動車や燃料電池車の蓄電池としての運用を含む）の活用による自立電源の確保 ● 木質バイオマスを燃料とした発電設備や熱供給設備等の導入検討 |
| 水の使用 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 節水コマの取り付け ● トイレの流水擬音装置の取り付け ● 必要に応じて感知式の洗浄弁・自動水栓等の節水に有効な器具を設置 |
| その他の環境配慮 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 外気の活用・遮断が可能な建具の採用やひさし・窓ガラス等の開口部の構造を検討し整備 ● 敷地への境木等の植栽や建物の屋上・壁面等の緑化 ● 各種の施設整備等にあたっては、地域の自然環境等との調和に配慮 |

(3) 区域施策編と歩調を合わせた村事務事業としての取組

①省エネルギーの推進

ア 建築

・公共施設のZEB(*2)化

新築施設は原則ZEB化し、既存施設は耐震補強済み施設を優先してZEB化を検討・実施する。耐震補強されていない村有施設や村営住宅は、改修時期に合わせてZEB化や断熱改修等の省エネ化を検討することとする。また、村営住宅は長野県が定める「信州健康エコ住宅」基準とするなど、新築・改修する村営住宅の高断熱化・設備の高効率化等を適時進めるとともに、再エネの導入を推進する。

・公共施設への高効率機器の導入促進

使用する機器の省エネルギーを図るため、機器更新時には高効率機器の導入を計画する。

イ 運輸

・公用車のエコカーへの転換

公用車の更新時期に合わせてエコカーへ転換する。公用車のエコカー更新計画を作成、公表することで、住民や事業所の更新モデルとする。また、村営バス車両も更新時にエコカーへ転換することを優先的に検討する。災害時のEV活用方法を検討して、村の防災計画に位置付ける他、防災訓練時、EV車からの給電体験を実施するなどして住民に災害時の活用方法を周知する。

・公共施設へのエコカーインフラ整備

長野県の「長野県次世代自動車インフラ整備ビジョン」とも連携し、村内で安心・快適にエコカーが利用できるよう、国や県の支援制度を活用しながらインフラ整備を推進する。具体的には、役場などの公共施設、商業施設、病院など自動車が高時間止まる場所へ、EV充電インフラ設備の整備を進める。公用車は太陽光発電設備・充電設備を備えたカーポートなどで充電し、エネルギー自給を目指す。

・アイドリング・ストップの励行

現在も実施している公用車のアイドリング・ストップ励行を継続・徹底する。

・交通政策と環境政策の連携

「長野県新総合交通ビジョン」に位置付けられた、公共交通とマイカーの使い分け、自転車の積極的利用、燃費性能の良い自動車の普及などの施策を推進する。

②地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入促進

ア 全般

・再生可能エネルギーの導入推進・運営を行う事業主体の設立

再生可能エネルギーの導入を村や住民の利益となる形で推進するため、住民や地域自治組織、村内事業者が中心となった事業主体を設立し、村はこれを支援する。太陽光発電や小水力発電、バイオマス熱供給等の設置・運営は地域に根差した事業主体が主に実施することで再生可能エネルギーへの投資により発電・熱供給で生み出した利益を地域に還元し、村の経済振興にも役立てる。

*2 ZEB(Net Zero Energy Building)(ゼブ)とは、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。対して、ZEH(Net Zero Energy House)(ゼッチ)とは、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家。

イ 太陽光

- ・ 公共施設への自家消費型太陽光発電、P P Aの導入

公共施設の新設、改修時には再エネ導入の事業可能性を調査し、太陽光発電設備を率先導入する。導入後は、住民に広く公開して再エネ導入によるCO2排出削減効果、費用対効果を周知する。また、導入にあたっては初期費用のかからないP P Aも検討し、地域電力事業主体や地域内事業者に発注することで、ノウハウ蓄積と経済循環ができるよう配慮する。

ウ 太陽熱

- ・ 公共施設への太陽熱温水器の導入

公共施設で化石燃料を用いているボイラーや暖房機器は木質バイオマスエネルギーとの比較検討の上、太陽熱利用の費用対効果が高ければ、太陽熱温水器に順次転換する。

エ 小水力発電

- ・ 小水力発電の検討・導入支援

小水力発電は昼夜を通じて発電できる特性があり、村内の水資源を有効に活かし発電することで脱炭素化を進める。発電所建設にあたっては、周辺施設の管理者や河川の利用者など関係者の合意形成を促進するとともに、先述の事業主体が中心的な役割を担い、それにより収益が地域に還元されるようにする。

オ 木質バイオマス

- ・ 地域熱供給や燃料生産の研究・検討

海外や他地域の先進事例を参考に先述の事業主体で実施可能な地域熱供給や燃料生産を行う方策を研究・検討する。

- ・ 公共施設での木質バイオマス利用の率先導入

公共施設で化石燃料を用いているボイラー、暖房機器は、木質バイオマス利用の費用対効果が高ければ、木質バイオマスエネルギーに順次転換する。役場内の公共施設所管部署と連携して、公共施設への木質バイオマスによる熱利用、熱電併給設備を率先導入する。

カ その他

- ・ 災害時の再エネ設備の活用

災害発生等による停電時の再エネ電源活用方法について検討を進め、中川村地域防災計画に反映する。主に避難所に指定された施設への太陽光発電や蓄電池の導入、施設を利用する住民への活用方法の周知など、災害時の再エネ活用の仕組みを構築する。

③二酸化炭素吸収源の整備（森林整備）

- ・ 公共建築物、住宅等への地域産材の利用拡大

住宅や公共建築物等を中心とする、さまざまな用途での地域産材の利用拡大を推進し、CO2の吸収・固定を促進する。

- ・ 森林資源の有効活用の仕組みづくりと木質バイオマス燃料の安定供給

住民や森林整備に携わる事業者と協働して、未利用の剪定枝や支障木を有効活用し、薪ユーザーに提供する仕組みをつくる。薪ストーブやボイラーを利用する住民、事業者、団体等と協力して、燃料である薪の製造、流通、利用までの安定したサプライチェーンを研究、構築して、燃料の安定供給と利用拡大に努める。

また、地域内に存在するバイオマス資源を見直し、活用方法の研究・検討を進める。

- ・健全な森林づくりの推進

森林吸収対策及び災害防止対策として、これまで十分に管理等がなされなかった森林について、新たな森林経営管理制度や森林税活用事業等を導入し、間伐材の有効利用など健全な森林づくりに着実に取り組む。特に放置された森林の整備、「森林認証制度」の普及に努める。

- ④普及・啓発活動の推進

- ・国及び長野県、関係機関との連携強化

国や長野県、関係機関が推進するゼロカーボン施策の実現に向けて、住民や事業所への周知啓発に積極的に協力する。

- ⑤循環型社会への移行

- ・3Rの推進

ごみの分別収集の推進、環境美化活動の取り組み、環境教育・環境学習などを通じて3Rの総合的取り組みを推進する。住民及び事業者に、環境及び費用節約のため地域活動や事業活動を「3R」「ごみを出さない」視点で見直し、主体的にごみ削減に取り組むよう呼びかける。

- ・脱プラスチックへの取り組み

事業活動や家庭内での脱プラスチック活動（マイボトル、マイバッグ持参。過剰包装の削減）を実践するよう普及啓発する。特に、プラスチックのワンウェイ製品（1回だけ使用して廃棄される製品）の利用は、代替製品がない場合を除き購入しない等、重点的に削減するよう努める。

- ・村内産木製品利用の推進

脱プラスチック、森林整備活動の啓発、地域内経済循環の3つの観点から村内産木製品利用についての普及啓発活動を行う。

- ・地産地消の推進

チャオで実施されている「つばめマーケット」等の場を活用し、地場の農産物やその加工品、木工クラフトなど村内産品の購入・利用について普及啓発活動を行う。

第5章 推進体制

1 推進体制

本計画は、村長を委員長とする「中川村地球温暖化対策推進委員会」を中心として推進していきます。

また、事務事業による温室効果ガスの削減には、公共施設の改修や建て替え等のタイミングにおいて高効率な設備や再生可能エネルギー等を導入することが効果的であることから、「中川村公共施設総合管理計画」と連携し、相互に情報共有をしながら本計画を推進します。

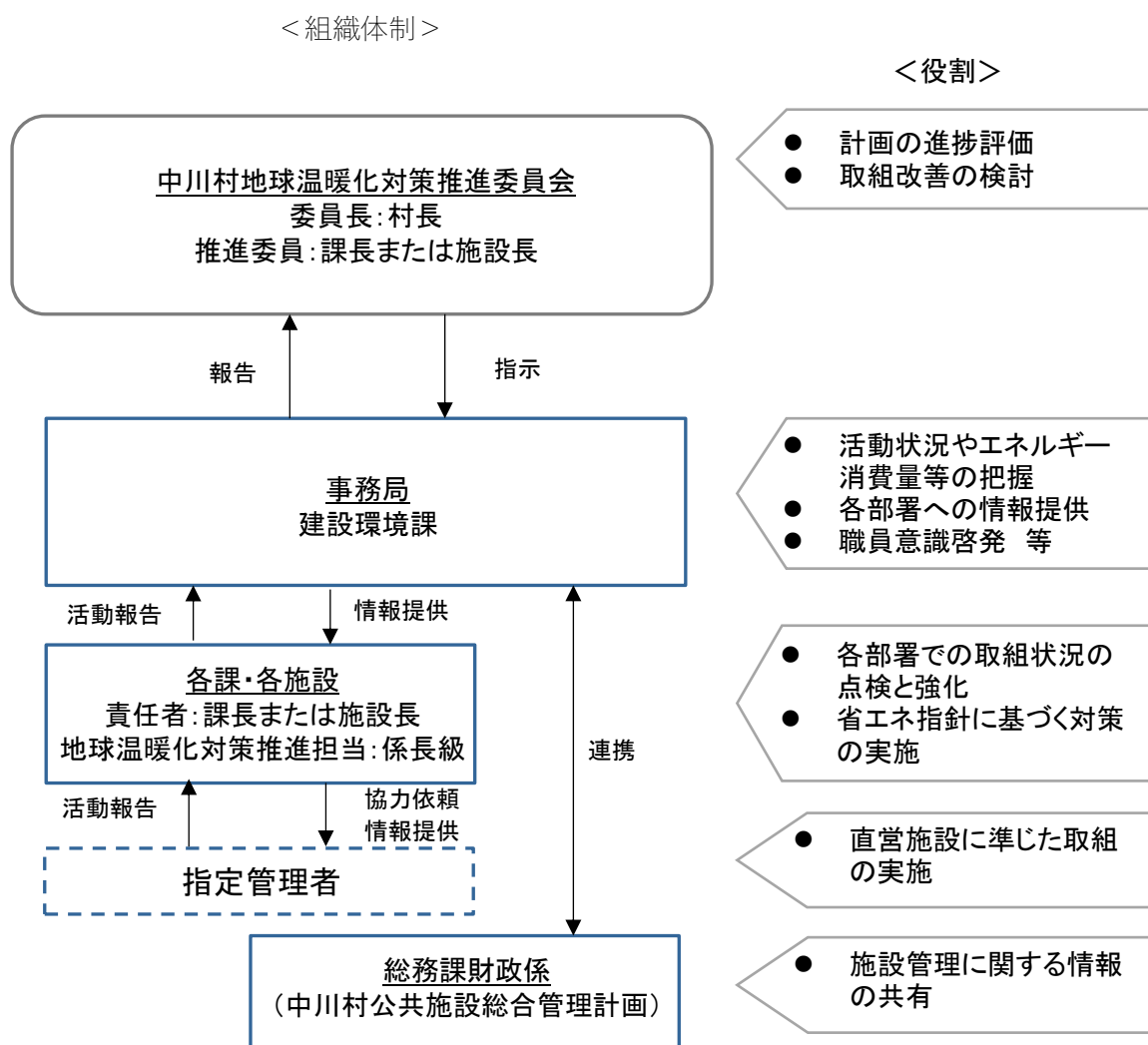


図12 中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進体制

2 職員等への意識啓発

(1) 職員等の教育及び研修

日常業務における省エネ行動について、庁内掲示等により実施を促すとともに、年1回、各課・各施設の地球温暖化対策推進担当が、チェックリスト形式により実施状況を把握（各課、施設単位）します。

また、事務局等は地球温暖化対策に関する研修やセミナー等に積極的に参加し、得られた情報について、地球温暖化対策推進担当等を通じて庁内にフィードバックします。

(2) 職員に対する情報提供

庁舎や各施設の掲示板等、日常的に職員が目にするスペースを活用して、国や県等からの地球温暖化防止に関する情報を掲示し、職員の意識向上に取り組みます。

これらの掲示板は村民も目にすることから、全村的な意識向上への効果も期待されます。

また、公共施設において、省エネに資する改修工事等を実施した際は、その事業内容や効果等を役場内外に発信し、取組の水平展開を図ります。

(3) 指定管理施設及び小中学校等の取組促進

指定管理施設を所管する各担当部署を通して、地球温暖化防止への取組協力を要請します。将来的には、指定管理者の選定や契約内容において、省エネへの取組等を盛り込み、指定管理施設におけるより着実な取組の推進方法を検討します。

小中学校に対しては、教育委員会を通して地球温暖化防止に関する情報を提供し意識啓発を促します。

また、中川村社会福祉協議会や診療所など保健福祉施設等の管理者に対しても、同様に所管部署を通じて情報提供や意識啓発に取り組みます。

3 進捗管理

(1) 進捗管理の基本的な考え方

本計画を確実に実行し、村の実情に合わせたより良い計画へと育てていくためには、PDCAサイクルに基づく進捗管理が必要です。

PDCAサイクルは、村全体の進捗管理を行う「大きなPDCA」と、推進員を中心とした各部署や各施設での「小さなPDCA」を組み合わせた多層的なサイクルであることが効果的です。

また、指定管理者なども段階的に巻き込むことで、村の事務事業全体でのカーボン・マネジメントの実現に取り組みます。

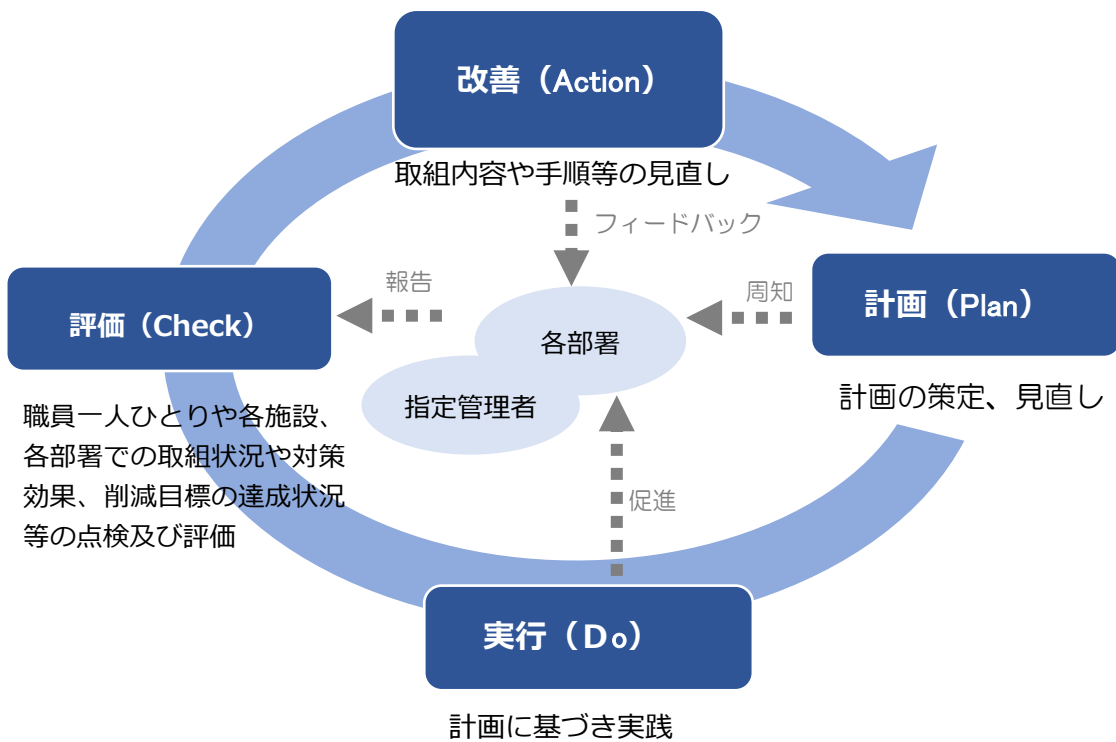


図13 PDCAサイクルのイメージ

(2) 点検及び評価の方法

本計画に掲げた目標を達成するため、取組が適切に行われているかどうかの点検を行い、評価します。

点検の内容は、計画に掲げた取組項目の実践状況と温室効果ガスの排出量について行います。

この評価に基づき、必要に応じて取組の内容や目標など計画の見直しを行い、次年度に反映させていきます。

◆ 各部署における取組状況の点検・評価

1. 各部署の責任者は、年1回、「取組項目チェックリスト」を記入し、事務局へ提出します。
2. 事務局は、取組項目チェックリストを集計し、「中川村地球温暖化対策推進委員会」に報告します。
3. 各部署の取組状況やエネルギー消費量の経年変化について、推進委員会の場で共有し、必要に応じて改善を呼びかけます。

◆ 削減目標の達成に向けた点検・評価

1. 二酸化炭素排出量の算定に必要な各データを、各所管部署から提出を受けます。
2. 事務局は結果を取りまとめ、二酸化炭素排出量を算定・分析し、中川村地球温暖化対策推進委員会に報告します。
3. 推進委員会では、取組状況や温室効果ガス削減目標に対する達成度を確認し、計画の進捗評価を行います。また、必要に応じて取組の改善や追加対策の実施等を検討します。

☆毎年収集する実績データ

| No | 区分 | 項目 | 単位 | 把握方法 | |
|----|-----|-------|-------------|------|---------------------------------------|
| 1 | 施設 | 燃料使用量 | ガソリン | L | 各施設から提出される調査票より把握（又は、担当各課職員によるシステム入力） |
| 2 | | | 灯油 | L | |
| 3 | | | 軽油 | L | |
| 4 | | | (A) 重油 | L | |
| 5 | | | 液化石油ガス(LPG) | kg | |
| 6 | | 電気 | 電気使用量 | kWh | |
| 7 | | | 契約電力会社 | — | |
| 8 | 公用車 | 燃料使用量 | ガソリン | L | 総務課等から報告 |
| 9 | | | 軽油 | L | |

(3) 公表の方法

本計画の策定及び計画目標の達成状況（二酸化炭素排出量、電気使用量及び燃料使用量）について、中川村ホームページにより広く公表します。

なお、公表の際には分かりやすい資料を提供することとします。

中川村地球温暖化対策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 中川村の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、中川村地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 中川村地球温暖化対策実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 中川村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 村長、副村長及び教育長
- (2) 中川村課設置条例（昭和40年条例第21条）第2条に規定する課の長
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第5項の規定に基づき設置した会計室の長
- (4) 中川村議会事務局処務規程（平成3年議会訓令第1号）第3条第1項に規定する者のうち事務局長
- (5) 中川村教育委員会事務局組織規則（昭和47年教育委員会規則第2号）第4条第1号に規定する者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、村長とし、副委員長は、副村長とする。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、建設環境課において処理する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和2年9月23日告示第39号)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第16号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月27日告示第18号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。